

東京都ボランティア・NPOとの協働に関する検討委員会報告

「協働の推進指針」策定への提言

2000年10月

東京都ボランティア・NPOとの協働に関する検討委員会

目 次

はじめに	-----	1
序 章	ボランティア・NPOの進展とその社会的背景	
1	価値観の多様化と新たな社会性志向の高まり	3
2	新たな局面に入った少子高齢社会と社会福祉基礎構造改革	4
3	新しい非営利法人制度	5
4	地方分権	5
5	情報公開と情報化の進展	6
6	東京都におけるこれまでの取り組み	7
第 1 章	ボランティア・NPOと協働の現状	
第 1 節	ボランティア・NPOの特性	
1	ボランティア・NPOの現状	9
2	ボランティア・NPOの特性	13
第 2 節	ボランティア・NPOとの協働	
1	「協働」の定義	16
2	協働の効果	17
3	ボランティアとの協働	18
4	NPOとの協働	20
第 3 節	東京都における協働の現状と課題	
1	現状	23
2	協働を進める上での課題	28
第 2 章	「協働の推進指針」策定への提言	
第 1 節	基本的な目標 都民の豊かな活力ある社会を目指して	30
第 2 節	協働の推進に当たっての3つの視点	
1	責任の分かち合い	31
2	公平・公正の原則の確立	31
3	求められる改革	32
第 3 節	「協働の推進プラン」の策定	
1	「協働の推進プラン」の構成	33
2	期間と目標	34
第 4 節	協働の推進指針	
指針 1	協働による都民の新たなニーズへの対応	34
指針 2	事業の見直しによる協働の拡充	36
指針 3	目標設定と事業評価の実施	36
指針 4	政策策定過程の公開性の推進	37
指針 5	総合的な情報収集・提供システムの確立	38
指針 6	職員の意識改革	39
第 3 章	協働を進めるうえでの環境づくり（推進策）	
1	ボランティア・NPO活動を促進させる支援策の充実 活動拠点、人材養成・紹介・あっ旋、融資制度	41
2	NPO法人が活動しやすい社会的仕組みづくり 税制上の優遇措置、評価システム	42
3	東京ボランティア・市民活動センターの機能の充実	43
4	企業との連携、企業に対する働きかけ	44
5	区市町村との連携	45
おわりに	「協働」の将来像	47
参 考	-----	49

はじめに

近年、福祉や環境保護、まちづくり、国際交流など、幅広い分野において様々な社会的課題の解決を目指すボランティアやNPOなどの市民活動が拡大している。

一方、人びとの生活構造や価値観の多様化、少子高齢社会への移行など社会が大きく変化し一層複雑化する中で、都民には多様な社会的ニーズが発生している。行政だけでこうしたニーズの全てに対応することは、行政の肥大化に繋がり、また財政・組織・制度など行政の持つ制約から現実的にも困難である。

こうした中、1998年12月に特定非営利活動促進法が施行され、NPO法人が様々な活動を始めた。このような市民活動を取りまく状況が変化する中で、ボランティア・NPOが、行政とともに共通する課題の解決に向けて、互いにその存在を認識し関係を持ちながら取り組む、いわゆる「協働」関係を築き、ボランティア・NPOの特性を生かした社会サービスを提供することが求められている。

そこで、東京都では、行政とボランティア・NPOとの協働を促進していくために、1999年5月に、学識経験者、市民活動関係者、行政職員で構成する「ボランティア・NPOとの協働に関する検討委員会」を設置した。

この委員会では、ボランティアやNPOなどの市民活動の特性と協働との関係や協働で得られる利点、東京都が協働を推進するうえでの基本的考え方など、今後協働を進めるに当たっての指針となるべき事項について検討を重ねてきた。

この報告書の提言内容が、今後東京都が策定する「協働の推進指針」に反映されることを期待するとともに、策定に当たっては、ボランティア・NPOの特性を踏まえ、より実効性のある内容にすべきと考え、ボ

ランティア・NPOとの文字どおり協働で策定することを期待するものである。

なお、ボランティア・NPOは、行政と一定の距離を置くものもあれば、積極的に係わりを持つものもある。また、地域の身近な生活課題に取り組むものもあれば、海外のグローバルな課題の解決に取り組むものもあり、広範かつ多様な分野に及ぶ。都との協働の直接の相手となるボランティア・NPOは、こうした広範なもの的一部分であることは言うまでもないが、その広範な市民活動全般の活性化に向けた取り組みは、協働の相手であるボランティア・NPOの裾野を広げる観点からも重要な促進策となる。

おりしも、2001年はボランティア国際年である。ボランティア活動への理解と参加へ向け、全世界で様々な取り組みが行われる。東京都においても、ボランティア・NPOと行政との協働によって、このボランティア国際年が実りあるものとなることを期待したい。

また、東京都は、今後とも都民の多様な社会参加が可能となるよう、ボランティア・NPOが活動しやすい環境づくりに努め、ボランティア・NPOの持つ個性・能力が十分に発揮でき、東京の活力を維持できる社会を築くことを期待したい。

2000年10月

東京都ボランティア・NPOとの協働に関する検討委員会
座 長 寄 本 勝 美

序 章 ボランティア・NPOの進展とその社会的背景

1 価値観の多様化と新たな社会性志向の高まり

今日、日本社会においては、高度産業社会としての「物質的豊かさ」は一定程度達成されたが、他方でそれに伴って人びとの「精神的な豊かさ」への志向や「自己実現」欲求が高まっている。

高度産業社会では、サービス経済化による都市的生活様式が拡大・深化することによって、家庭の機能が弱まるとともに、生活行動の個別化が進展し、人びとの生活構造と関心が多様化してきた。

また、都市的生活様式の高度化は、近隣社会との結びつきを弱め、地縁的団体への参加を減少させ、地域レベルの共同性を衰弱させた。

しかし、余暇時間の増大を背景に、人びとは、必ずしも狭い地縁にとらわれない形で、それぞれの私的関心にもとづく趣味・スポーツ・学習などの活動に広範に参加するようになっている。

また、地域の様々な問題や地域を越えた問題に取り組む市民活動が1980年代以降広がりはじめ、とくに90年代以降活発化した。こうした社会志向のボランティアな市民活動が拡大した背景には、制度疲労によって各種の問題を生じさせている政治・行政、企業、学校などの既存の社会システムに対する人びとの新たな道への選択志向（オルタナティブ志向）の高まりや、平和・環境・人権・難民などグローバルな問題への人びとの関心の深まりによるものがある。

こうしたなか、1995年の阪神・淡路大震災は、地域社会における共同性の意義を人びとに再認識させた。また、被災地における各種のボランティアとNPO・NGOの目覚ましい活動は、「行政セクター」「企業セクター」に並ぶ「市民セクター」の役割とその重要性を認識させ、今日の市民活動活発化の契機となった。

このような三つのセクターによる多様な社会サービス提供形態の再構築が今日的な課題となっている。

2 新たな局面に入った少子高齢社会と社会福祉基礎構造改革

少子化の進行は今や人口再生産に必要な水準を大きく下回り、東京都のような大都市でも深刻な問題となっている。行政の取り組みとして「子育て支援」施策が展開されているが、男女共同参画社会づくりの観点から、家庭、地域、学校、企業における取り組みがさらに重要になっている。地域では子育て支援型NPOが生まれてきており、今後地域での各主体をつなぐ役割が一層期待されている。

一方、超高齢社会の到来を目前に公的介護保険制度が2000年度からスタートした。高齢者は、行政による「措置」の対象から、行政機関、公益法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、企業などと「契約」によって介護サービスを選択する主体に転換されたが、福祉サービスの分野で、ボランティア・NPOの果たす役割は依然として大きなものがある。

また、高齢社会の到来は、健康で活動的な高齢者が増えることにもなり、とりわけ福祉サービス供給の担い手として、こうした高齢者の参加意欲が高まりつつある。すでに長年に及ぶ活動実績に基づいて高齢者に対する福祉サービス提供のNPOを立ち上げる事例と並んで、新たに高齢者自らが団体を設立する動きも見られるようになった。

さらに、2000年5月には、いわゆる「社会福祉基礎構造改革」として、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する法律」が成立した。これによって、社会福祉分野における「措置からサービスの選択利用へ」の転換が明確化され、この分野において今後、ボランティア・NPOの役割が一層大きくなると考えられる。

3 新しい非営利法人制度

近年の市民活動の進展の重要な社会的背景として、1998年3月の特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）の成立があげられる。この法律は、12分野の活動を主たる目的とし、一定の要件を備えた団体に、比較的簡易な手続きで非営利の法人格、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）を付与するものである。

このNPO法における法人制度は、民法第34条の公益法人（社団法人や財団法人）設立許可のように、行政のタテ割りによる主務官庁の審査や裁量に委ねるものとはなっていない。この制度の特徴は、都道府県の知事又は経済企画庁長官が、原則として書面審査により法定の設立要件を満たせば必ず法人格を付与（認証）するところにあり、自主性を重んじ多様な活動形態をとる市民活動団体に適した法人制度といえる。

NPO法は1998年12月に施行され、施行後1年9ヶ月を経過した2000年9月1日現在、すでに全国で2,476の団体（うち東京都541団体）がNPO法人の認証を受けている。一般的に法人格を取得するということは、「契約主体」の組織として社会的な信頼を増すことを意味する。この法律の成立は、多くの市民活動団体に「一人前の事業体」となりうる途を開くことになった。

さらに、NPO法の重要性は、「市民が自由に行う社会貢献活動」の社会的存在意義を、わが国の法制度として初めて認めたことにある。この点で、法人格を取得せずに活動する多くの市民活動団体に対しても、この法律の成立は大きな意味をもたらしている。

4 地方分権

1995年の地方分権推進法に基づき設置された地方分権推進委員会は、5次にわたる勧告を総理に提出し、その多くが2000年4月からの地方分権一括法として結実し、国及び地方自治体、並びに両者間の行財政制度が変

更され、機関委任事務の廃止、係争処理機関の設置等、「第三の改革」と言われる大きな制度変更が実現した。

都においても、2000年4月から都区制度改革によって、23区が基礎的自治体として位置づけられ、清掃事業の23区への移管等が行われた。

自治体は、このように分権時代にふさわしい地方行財政体制の整備が求められ、特に、地方分権推進委員会勧告で取りあげられた住民参加の拡大・多様化において行政と住民との新たな関係の構築が求められている。

第1は、従来以上に積極的な行政への住民参加の推進である。その際、一人ひとりの住民の参加を求めることも必要であるが、特に、様々な市民活動から得られた専門知識や経験をもった住民が、自治体の施策の企画・計画段階から参加することがきわめて重要である。

第2に、21世紀の分権時代に向けて、行政と市民活動との協働を推進することが重要である。協働の経験の中から、行政は、市民活動の柔軟性や機敏性、使命感の強さ、きめの細かさなどの長所を学ぶことができ、さらには従来から取り組んできた施策の見直しや検討など行政そのもののあり方の見直しを求められることになる。

そして第3に、新しい自治の流れとして、住民が主体的に参加する領域を行政活動分野に拡大していくことである。すなわち、行政が直接行っている活動を市民活動団体に委ね、地域や住民の視点にたった住民主体の民間運営に任せたりすることも必要となる。このことはまた、市民活動の活動領域を広げ、ますます市民活動の活性化をもたらすことになる。

5 情報公開と情報化の進展

自治体の情報公開制度は1980年代はじめから始まったが、現在ではおよそ1,400の自治体で情報公開制度が整えられた。国においても、1999

年5月に情報公開法が国会を通過し、施行を待つ状態になっている。

都においても、行政の説明責任を一層明確にするため、条例の改正が行われ、2000年1月1日より新しい情報公開条例が施行された。

こうした自治体の情報公開制度が充実するにともない、NPOとして情報公開に取り組む動きも増加するなど、市民による情報公開を求める活動も活発化している。こうした各地での情報公開を求める積極的な運動の展開によって、情報公開制度の充実は市民の高い関心によって支えられていることが裏づけられた。

こうしたNPOの積極的な情報公開を求める活動に対応して、政策情報の公開が、政策過程への住民参加の拡大につながり、さらに市民活動を活性化させる要因ともなることから、行政も徹底的な行政情報の公開と提供が求められている。

また、情報技術革命の進展にともない、社会のあらゆる側面で高度情報化が図られている。市民活動の分野においても例外ではなく、ホームページや電子メール、メーリング・リストなど情報通信手段の利用が急速に進んでおり、まさにIT革命と呼ばれる状況が生まれつつある。従来とは異なる高度で安価なコミュニケーション手段を利用した市民活動相互間の全国的なネットワークが形成されつつある。

6 東京都におけるこれまでの取り組み

東京都がボランティア・NPOとの協働についての考え方をどのようにとらえてきたのかを、東京都が策定してきた「構想」や「計画」をもとに振り返ってみると、表1のようになる。

表 1 東京都の計画・構想における協働の考え方について

<p>「東京都 2015 年長期展望」 1994.11</p>	<p>東京がめざす都市を実現するために、8つの重点課題の一つとして「さまざまな途が選べ、互いにささえあう社会づくり」・「公益活動の価値とささえあう社会」をめざすとし、公益活動への多様なかわり、新たなコミュニティの形成、ボランティア活動の広がり、NPO等への期待、企業市民活動の促進の5点をあげ、「住民のニーズに的確かつ迅速に対応するためには、行政だけでなくNPOやコミュニティ組織、企業などさまざまな主体との協働により社会的サービスを行なう必要がある。」と述べられている。</p>
<p>「東京都行政改革大綱」 1996.3</p>	<p>「開かれた都政と都民との協働」が5の柱の1つとして位置づけられ、「ボランティアや非営利団体等との協働の推進」を掲げている。ボランティア等との協働関係を築くため、環境整備や仕組みづくり、ボランティア等の活動の醸成策など都政とボランティア等との具体的な協働の推進が体系化された。</p>
<p>「生活都市東京構想」 1997.2</p>	<p>都民の生活を守り支え、豊かにする活力に満ちた東京を実現していくために、「生活者の視点の重視と開かれた都政」では、「生活者の視点」、「開かれた都政と情報の共有化」、「都民と都政のパートナーシップ」から構成され、新しい時代に向けた仕組みづくりのひとつに「協働と連携」がうたわれている。</p>
<p>「東京都行政改革プラン」 1998.12</p>	<p>従来の改革の視点に、分権の視点、企業経営の視点、説明責任の視点を加え、積極的に取り組む6つの課題のひとつとして「ともに築く都政へ」をあげ、その中で改革の実現のために「都民との協働」を掲げている。そこでは都民との協働の推進として、「都民が主体的に参加する事業の検討・実施、協働の推進指針の策定」などを掲げている。</p>
<p>「東京構想 2000（仮称） 中間のまとめ」 2000.9</p>	<p>21世紀を目前に首都東京の再生に向けた15年間の政策の目標と取組みの長期戦略として、「誰もが創造力を発揮できる東京」の中で、「社会に貢献する多様な社会参加のしくみをつくる」ため、「行政の役割を見直し、行政の活動領域をNPO等市民活動にさらに開放していくなど、行政との新しい協働関係を作りあげていく。」としている。</p>

以上のように、東京都のボランティア・NPOとの協働に関する考え方は、様々な課題を解決するために必要なものであると同時に、都民の多様な生き方が選択できる社会を実現していく仕組みのひとつとしてとらえられている。

第 章 ボランティア・NPOと協働の現状

第1 ボランティア・NPOの特性

1 ボランティア・NPOの現状

(1) 市民活動団体の状況

日本のボランティア・NPOなどのいわゆる市民活動の全体像を正確に知る資料としては、経済企画庁が行った調査がある（『市民活動レポート 市民活動団体基本調査報告書』 1997年3月）。この調査は、市民活動団体を「継続的、自発的に社会的活動を行う、営利を目的としない団体で、公益法人（社団法人、財団法人等）でないもの」と定義した上で全国の自治体を通じて85,781の団体をリストアップし、無作為抽出によるアンケートを行ったものである。この調査対象の把握は自治体を通じて行ったものであり、自治体と係わりのない団体も含めると全国の市民活動団体は、これよりもかなり多いと思われる。

また、東京都における市民活動団体に関する調査としては、政策報道室が各種の団体リストから都内に拠点を置く1,507の市民活動団体を抽出してアンケート調査を行ったものがある（『行政とNPO 東京のNPOをめぐって』 1996年8月）。

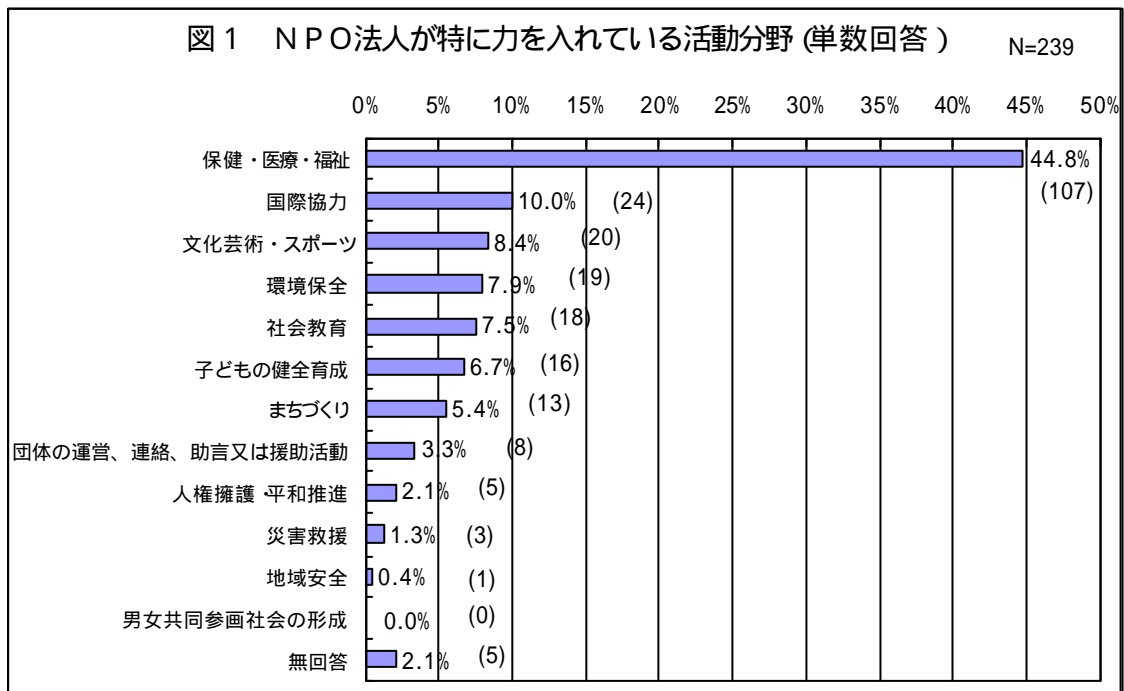
この東京都調査による団体の財政規模を見ると、先の全国調査では年間30万円未満が5割以上となっているのに比べ、年間100万円未満が5割強となっており、また、1,000万円以上が3割近く存在するなど、全国調査のそれに較べて比較的財政規模が大きいことがわかった。

活動地域については、「一つの区市町村」が最も多く3割近いが、一方、「国内全域」と「国内+海外」を合わせたものも3割を越えており、広い活動範囲を持つ団体が多いことも、東京都における特徴といえる。

(2) NPO法人の現状

NPO法人の現状を把握するための調査としては、経済企画庁が行った全国のNPO法人663団体を対象とした調査（『特定非営利活動法人の活動・運営の実態に関する調査報告書』2000年3月）と、東京都が310法人を対象に行った調査がある（『特定非営利活動促進法施行後の市民活動団体の現状と課題に関する調査報告書』2000年7月）。東京都の調査の特徴は次のとおりである。

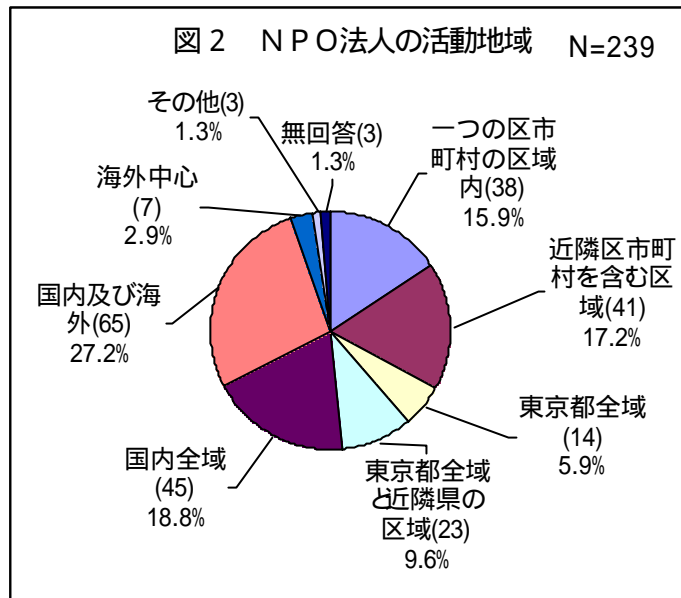
特に力を入れている活動分野を法定の12分野別に見ると（単数回答）、圧倒的に多いのが「保健・医療・福祉」の44.8%で、他は1割以下となり、「国際協力」（10.0%）、「文化・芸術・スポーツ」（8.4%）、「環境保全」（7.9%）、「社会教育」（7.5%）、「子どもの健全育成」（6.7%）、「まちづくり」（5.4%）の順になっている。先の全国調査とほぼ類似の構成となっているが、国際協力については全国の5.3%に対して倍近い比率となっている。



出典：「特定非営利活動促進法施行後の市民活動団体の現状と課題に関する調査報告書」
（東京都生活文化局 2000年7月）

法人の年間収入（予算）は、500万円未満は2割弱と少なく、1,000万円以上が6割以上を占める。全国調査では1,000万円以上が4割弱となっているので、東京都のNPO法人は財政規模が全国平均に較べかなり大きいことになる。

また、法人の活動地域についてみると、「国内及び海外」が3割弱と最も多く、「国内全域」と「近隣区市町村を含む区域」が2割弱で続く。「一つの区市町村の区域内」はそれらよりもやや少ない。「東京都全域」「東京都全域と近隣県の区域」はかなり少なく、合わせても2割に満たない。東京都が協働する対象を考える上で考慮すべき特徴といえる。



出典：「特定非営利活動促進法施行後の
市民活動団体の現状と課題に関する調査報告書」
(東京都生活文化局 2000年7月)

なお、経済企画庁長官が認証したNPO法人は204団体で、東京都知事が認証した法人数の3分の1近く存在する。これらの中には東京都内に事務所を置いているものも多く、恐らくその多くは、「国内及び海外」や「国内全域」あるいは「海外中心」である可能性があり、これらを加えると前記の特徴は一層顕著なものとなる。

表2 特定非営利活動法人の認証状況 (2000年9月1日現在)

所轄庁	東京都知事	経済企画庁長官	他の道府県知事	計
認証数	541	204 (159)	1,731	2,476

()は、都内に事務所を持つ経済企画庁長官認証の法人数。

表 3 東京都知事認証 N P O 法人の主な活動事例

活動分野	活動事例
1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動	ホームヘルプ活動、ショートステイ、デイケア、家事援助サービス、老人ホーム訪問、高齢者用食事の配達、介護保険受給申請相談、成年後見人受任事業、リフト付き自動車無料貸出、福祉機器・介護用品等のリサイクル、搬送・移送サービス、ホームヘルパー講習、高齢者の歯科環境改善、高齢者のライフプランづくり、高齢者の生きがいづくり、スコアにこだわらない生きがいゴルフ、生活困窮者への物資支援、入浴サービス、障害者の自立生活支援、エイズ予防コンサート、アルコール依存症家族の交流、障害者の就労・雇用相談、障害者・高齢者パソコン学習会、知的障害児者の合宿、日本のリタイアリー等（退職者）を歓迎する国の生活環境等調査、脊髄損傷に関する教育・啓発、福祉犬の育成、チャリティ指圧、非常時の経済支援、高齢者疑似体験研修、障害者を中心とする合唱団の第九コンサート、障害者及び高齢者を中心とした競技会の開催、院内感染・市中感染に関する情報提供、家屋内環境除菌作業、障害者・高齢者への整体、盲導犬普及募金、骨髄バンク事業、太極拳、献血事業、トラウマ（心的外傷）を持つ人のための電話相談、子育て支援
2 社会教育の推進を図る活動	生涯学習、中高年のための英会話教室・パソコン教室、親子の野外活動、研究助成、環境ボランティア体験、子どもたちのワークキャンプ、政策討論会の開催、史跡・歴史見学会、多重債務者へのカウンセリング
3 まちづくりの推進を図る活動	市民版地区計画の作成、過疎における廃校の活用、地域の公園や緑道の管理・運営、まちなみ保存活動、放置自転車防止啓蒙、コミュニティ放送
4 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	合奏団、重度障害者スポーツ教室、美術工芸展の開催、郷土芸能・邦楽祭典、演劇公演、図書贈呈運動、芸術家育成、剣道指導、親子の童話朗読、映画制作の人材育成
5 環境の保全を図る活動	原子力に関する研究、建築廃棄物のリサイクル技術の研究、国内外緑化推進、海洋域の生物・生態系調査、環境学習教材の制作、傷害野生生物の救護と野生復帰、猫の繁殖制限と適正飼養、ゴミゼロ活動、植林活動、牛乳パック回収、有機栽培農産物の認証、大気環境・廃棄物処理解決の技術向上、東京の緑トラスト運動、河川敷の清掃、有機農業の普及、廃油のリサイクル活動、非木材紙の普及
6 災害救援活動	災害救助活動、被災地への物資援助、遺体処理、災害情報データベースの作成、救急法の講習、救助犬認定審査会、救助犬による災害捜索活動、防災救援地図作製
7 地域安全活動	地域の災害ボランティア育成
8 人権の擁護又は平和の推進を図る活動	地雷除去支援、難民問題の講演会、同性愛者及びHIV感染者・エイズ患者に対する電話相談
9 国際協力の活動	途上国への物資・教育・医療援助、国際協力のためのチャリティコンサート、難民の子どもの保健・教育支援、開発教育、文化交流、日本語教室、留学生支援、奨学金、青少年国際交流、ボランティア通訳研修、国際会議参加、井戸掘り、スタディーツアー、海外の孤児救済養育、スラム街医療援助、ホームステイ生の受入・派遣、日本伝統芸能紹介
10 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	女性のエンパワーメントに関する講習会、男女共同参画社会形成の促進に関する情報の提供・交換、海外活動家受入
11 子どもの健全育成を図る活動	不登校・引きこもり等を体験した青少年のための寮運営、子育て相談、子どものための体験学習、電話による親子相談室、子ども虐待に関する電話相談、不登校児自立のためのデイケア、フリースクール、マタニティから育児プランニングのための講座、養子縁組の理解促進
12 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡助言、又は援助の活動	N P O 創設・運営・人材育成に関する研修、企業・地方自治体への N P O 関連プログラムの協力、ネットワーキングの促進、人材バンク登録、ボランティア活動者への助言、市民オンブズパーソン活動、情報公開法の活用

上記活動事例は、2000年9月1日までに東京都に設立登記完了届出書を提出した N P O 法人の「設立の翌年の事業計画書」に記載された事業から抜粋した。各事例は、東京都で便宜上12分野に区分したものであり、各法人が行っている区分とは異なる場合がある。

2 ボランティア・NPOの特性

(1) 市民活動の定義とその担い手

「市民活動」は、NPO法の目的（第1条）の文言にしたがって「市民が行う自由な社会貢献活動」と定義することができる。このNPO法の法律名は、当初は「市民活動促進法」といい、参議院での修正協議の中で「特定非営利活動促進法」に変更されたが、目的条項には当初の精神が表現されていると考えられている。ここで「市民」については、特別の限定はせず、「社会的な存在であることを意識した個人（あるいは団体）」とする。

市民活動には、運動性の強いものから事業性の強いものまで、様々なものがあるが、広い意味での社会サービスを自主的に提供するところに、その社会的な存在意義がある。

このような市民活動を担うのが、ボランティア・NPOである。市民活動には、ボランティアとしての個人の活動や何人かのグループで行う活動があり、組織を整えて非営利組織＝NPOとして継続的に行なう活動もある。これまでのNPOの場合、任意団体がほとんどであったが、NPO法の施行によって、NPO法人が新たに市民活動の担い手として登場した。いずれもボランティアをはじめとする自発的に参加する個人の存在が基礎になるが、生き生きとしたダイナミックな市民活動のためには、多様な組織形態の担い手が存在することが重要である。

そして、それぞれの担い手の組織化の程度によって、行政との協働のあり方も異なることを考慮しておかねばならない。

(2) ボランティア・NPOの特性

ボランティア・NPOの活動には、社会的な行為としてさまざまな特性がある。特に行政施策との比較の観点から整理すると、以下のような点が指摘できる。

自発性：ボランティアやNPOの活動で最も重要な性質であり、自らの価値観に基づいて自発的に取り組むことから、行政の方針や支援あるいは営利につながるかどうかにとらわれることもなく、独自の行動をとることができる。このことが以下の先駆性や多様性などの特性の基本となり、同時に行政や企業に対する批判的な行為につながることもある。

先駆性：独自の考えで自発的に取り組むことから、制度的には対応しにくい新しい社会的課題に先駆的に対応することができる。難民や在日外国人の問題、不登校児への取り組みなどにおいて、その例を見ることができる。なお、このような先駆的な対応は、一定の社会的な理解が進めば制度化され、行政による対応に移行することもある。

多様性：自発的に取り組む様々な活動があれば、結果的に提供される社会サービスは多様なものになり、そのことによって受益者の選択肢は豊かになる。社会福祉や芸術文化の領域において、特にこの多様性が重要である。また、この多様性が社会サービスの競争を生み、行政サービスの水準の向上に寄与する側面もある。

専門性：自発的な取り組みが継続的になされれば、その分野における実践的な知識が蓄積され、社会的課題への現場を踏まえた専門的な取り組みが可能になる。また、もともと専門性のある人材が、その専門性を生かして活動に参加するケースも多い。環境保全や地域福祉、海外協力などにおいては、特に現場で蓄積された専門性が重要になる。

機敏性：制度的な枠組みや公平原則にとらわれないから、誰からの指示を待つまでもなく、時機に応じて機敏に発言し、行動することができる。この特性は、災害時の救援活動において特に重要である。しかし、この機敏性が時として現場に混乱をまきおこすことも

あるので、ボランティアやNPOのコーディネーションも重要になる。

地域性：活動の発想が生活現場にあることが多く、行政区域や行政施策のタテ割りにこだわることなく地域の課題解決に取り組み、必要と思われるところに必要と思われる社会サービスを提供することができる。環境保全やまちづくり、地域文化の振興や地域福祉の活動などにおいて、このことは重要である。

国際性：政府の支配のもとにない民間の活動であるため、国家の枠や制約を超えて、平和の実現や人権擁護の観点から重要と思われること、地球社会に必要と思われることに自由に取り組むことができる。また、民間組織の国際的なネットワークが、国家間では伝わりにくい情報の交流を促し、国際的な課題解決に寄与することも多い。

以上のような特性を十分認識し、社会サービスを効果的に提供できる協働を具体的に検討していく必要がある。

(3) 社会全体へのインパクト

ボランティア・NPOは、これらの特性を生かした社会サービスを提供することにより、次のようなインパクトを社会全体にもたらす。

既存の制度による行き詰まりを克服し、行政施策に対しても刺激を与え、新しい政策形成の機運をもたらす。

社会に必要なことには利益を度外視してでも着手することにより、営利を目的とした活動には馴染みにくい分野でのサービス提供を可能にし、結果的に雇用機会を創出する。

多くの人々が社会参加の喜びを経験し、自己責任・自己実現社会の形成を促進する。

以上のことから、柔軟で自己変革の可能な活力ある豊かな社会づくりを推し進める。

第2 ボランティア・NPOとの協働

1 「協働」の定義

ここで言う「協働」とは、「行政とボランティア・NPOとが、相互の存在意義を認識し尊重し合い、相互にもてる資源を出し合い、対等の立場で、共通する社会的目的の実現に向け、社会サービスの供給等の活動をする事」を意味する。都という公的機関の活動とボランティア・NPOという任意性の強い活動が、実質的に対等の立場に立つことは、極めて難しい点があるが、常に相手の意見や考えを尊重し合うことで、そのような立場を確立することが求められる。

このような協働には、行政からの働きかけによるものとボランティア・NPOからの働きかけによるものがあるが、いずれにしても、相互の主体的な受け止めと対応によって成立する。

行政からの働きかけによるものとしては、補助・助成による支援、施設の提供、調査や事業の委託などがあり、ボランティア・NPOからの働きかけによるものとしては、政策への提言や政策過程への参加、補助・助成の申請、後援・協力の依頼などがある。共催事業や共同運営などについては、双方からの働きかけによって行われる。

なお、行政とボランティア・NPOが特別の係わりを持つことなく、それぞれの持ち味を生かして独自の活動を行なうことにより、多様で豊かな社会サービスを提供することも、広い意味での「協働」ということができる。このことも非常に重要なことではあるが、ここでは行政とボランティア・NPOが何らかの直接的な係わりを持つものを「協働」ということにする。

2 協働の効果

都民一人ひとりの生活の向上を図り、柔軟で活力ある社会を実現するためには、行政とボランティア・NPOとの協働により、双方が持つそれぞれの制約を克服し、より効果的で影響力のある活動を展開することが重要となる。特に地方分権の進展は、これまでの中央集権型の行政システムの制約のもとにおける政策形成から、地域特性に応じた個性豊かな地域社会づくりに向けた自治体独自の政策形成が可能となり、自治体におけるボランティア・NPOとの協働は一層重要なものになる。

協働の効果としては、行政の側にとっては、ボランティア・NPOと提携することで、多様化する社会的ニーズへの柔軟な対応、公平で画一的なサービスの提供という制約からの開放、政策への新しい発想の導入、経費負担増大の克服、硬直的になりがちな組織体質の自己変革などが期待される。

また、ボランティア・NPOの側にとっては、行政と協働することで、新しい公共領域の育成や、資金的な困難の克服、責任ある体制での社会サービスの提供、政策提言の実現、独善に陥りやすい体質の自己変革などが期待される。

行政とボランティア・NPOの協働による具体的なメリットとしては、次の点があげられる。

ボランティア・NPOの特性を活かした、きめ細かな社会サービスが、多様な価値観に基づいて提供できる。

協働領域の拡大によって、多様なキャリアをもつ高齢者・主婦層などの活躍の場が広がり、新しい雇用の機会が拡大し、地域経済の活性化にも寄与する。

協働によって、社会サービス提供の最適な役割分担や経費負担の見直しが図られ、結果として行政の効率化が図られる。

その他に、行政活動が都民の目から評価しやすくなる、行政の本来の

役割を再検討する機会となる、市民活動全体の発展を促すなどの効果も期待できる。

なお、ボランティア・NPOは行政のみと協働するわけではない。企業とも、地縁的団体とも、あるいはボランティア・NPO同士でも協働することが重要である。また、行政との協働についても、国・政府との協働や区市町村との協働もある。東京都という行政における協働は、そのような多様な協働の一つであることを視野に入れ、それらの協働の望ましい促進に寄与するような形で行われることが重要であろう。

一方、ボランティア・NPOについても、東京都に存在するものはその活動範囲が全国あるいは海外にまで及ぶものが多く、他の道府県におけるそれらとは異なる性質をもつ。この点から、東京における特色ある協働を推進するための施策の展開が期待される。

また、すべてのボランティア・NPOが行政と協働するものとは限らない。行政と一定の距離を置き独自の理念のもとに活動するボランティア・NPOも多数存在し、貴重な役割を果たしていることも確認しておきたい。

3 ボランティアとの協働

(1) ボランティアとの協働の形態

個人のボランティアと行政との協働の形態については、登録（委嘱）ボランティアと一般ボランティアとの2種類に分けることができる。

ボランティアとの協働については、現在、豊富な経験や専門性を発揮できる登録（委嘱）ボランティア制度（防災ボランティア、施設でのガイドなど）を利用した事業が主に行われており、イベントや福祉施設などでは一般ボランティアの協力による協働が行われている。

ボランティアによる協働については、行政ではきめの細かいサービスの提供ができない場合などに適している。しかし、登録ボランティア制

度などの継続して行なわれる協働の場合には、ボランティアが「指示待ち」状態に陥らないで自主性を発揮できるように考慮することや、定期的な協議の場を持ち、意見交換を通じて提供するサービスの向上に努めることが必要となる。

(2) ボランティアの特性と協働

ボランティア・NPOの特性については前述したが、ボランティアとしては特に、

自らの意思にもとづいて自発的に行動すること。

本人の関心の程度が高い場合は、直ちに活動につながることから機動性が高いこと。

多様な活動が可能であり、柔軟性のある、きめの細かい活動などが展開されること。

などがある。その反面、団体による組織的な活動と比較した場合、活動の継続性・安定性に弱さがあり、また、個人的な活動が主になることから、集団での活動の場合には、コーディネーター役や世話役といった中心となる人が必要とされるなどの特性もある。

(3) 協働のためのポイント

ボランティアと行政が協働していくためには、ボランティアの特性を生かした協働事業の掘り起こしに積極的に取り組む必要がある。

また、ボランティアとの協働を進めるにあたっては、

活動内容を明確にすること

ボランティア導入について職員の理解をさらに深めること

受入体制を明確にすること

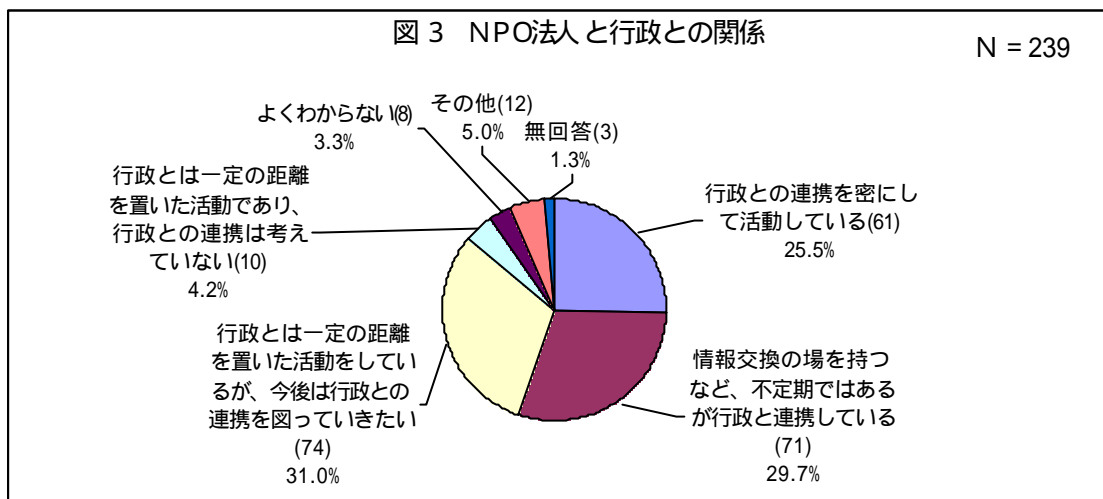
などを事前に行政側でも準備しておくことが必要である。

なお、ボランティア活動は個人が主体となることから、事業への参加の呼びかけや活動の際については、NPOなどの各団体の協力を得る方法についても考えるべきである。

4 NPOとの協働

(1) NPOとの協働の形態

NPO法人と行政との連携については、生活文化局の調査では、図3のような結果になっている。



出典：「特定非営利活動促進法施行後の市民活動団体の現状と課題に関する調査報告書」

(東京都生活文化局 2000年7月)

この結果から、NPO法人は、行政との連携を行っているか又は希望していることが伺われる。このことから今後、さらに行政との協働の機会があれば協働事業が拡大していくことが予想される。

ボランティア団体やNPOとの協働の形態は、委託、補助、共催（実行委員会方式）などがある。特にNPO法人は、個人ボランティアやボランティア・グループ、任意団体とは異なり、契約に基づいたり、補助金の交付さらには協定の締結などによって、協働事業を行うことが可能になり、事業性が高くなるとともに、継続性や安定性も高くなっていく。それと同時に、NPO側にとっても、団体の財政基盤の安定や、事業に責任をもつことによる社会的な信頼性を増すことにもなる。この場合、委託契約での競争性の導入や補助の時限性、さらには共催事業における計画段階からの参加などが課題になる。いずれの形態をとるにせよ、NPO法人と行政が、共通の目的を明確にし、情報を共有化して協

働を進めていくことが重要である。

(2) NPOの特性と協働

ボランティア・NPOの特性については前述したが、特にNPOについては、

社会の課題解決に対して先駆的に取り組めること。

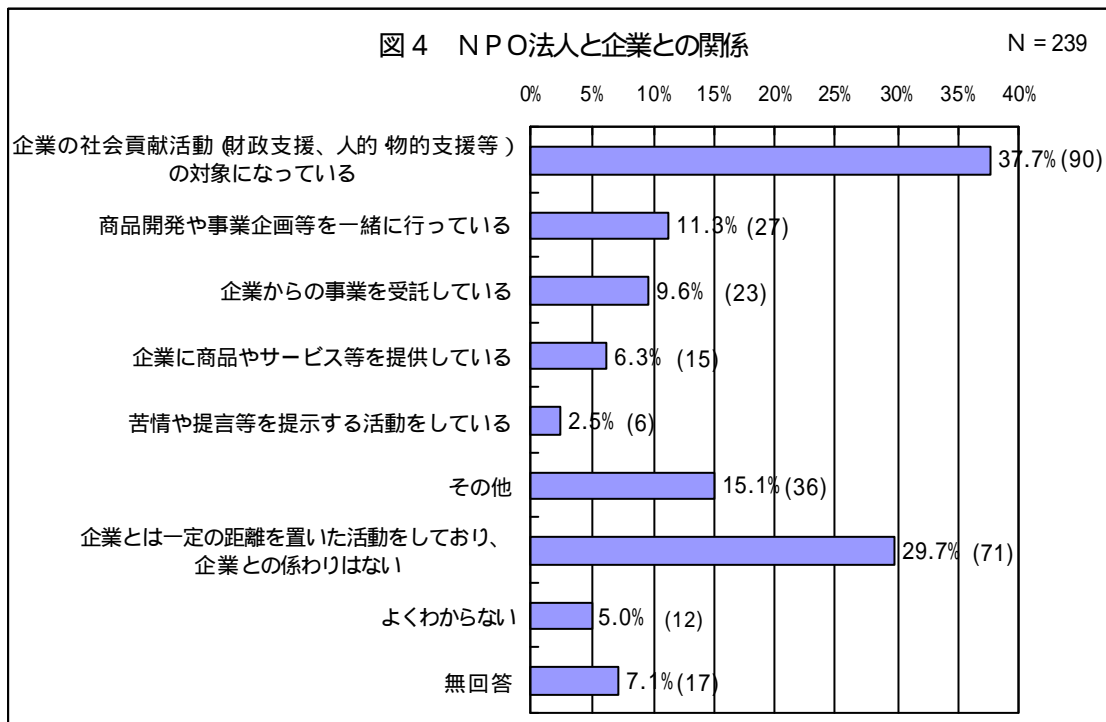
実践に裏打ちされた専門性を有していること。

多様で柔軟な発想にもとづく社会サービスを提供できること。

などが重要になる。行政としても、都民の新しいニーズへの対応や多様なサービスの選択肢の提供の面から、こうしたNPOとの協働を積極的に進めていくことが求められる。

また、NPOと企業との連携についても、都民の豊かな生活をつくるという視点から注目していく必要がある。

前述した生活文化局の調査で、NPOと企業との連携について図4のような結果がある。



出典：「特定非営利活動促進法施行後の市民活動団体の現状と課題に関する調査報告書」
(東京都生活文化局 2000年7月)

この結果から見ても、NPO法人と企業との間で、商品開発や事業企画での連携が見られる。このことは、企業側でもより利用者にあった商品開発への意向があるとともに、利用者側でもNPOを通して商品開発への反映を行うなど、より豊かな生活を望む動きがうかがえる。今後、これらの活動に対して、行政も支援をしていく必要がある。

第3 東京都における協働の現状と課題

ここでは東京都の各部局で実施されているボランティア・NPOとの協働事業の現状についてみる。

1 現状

東京都生活文化局が都の各局を対象に1999年2月末現在で調査した結果によると、以下のような101事業についての協働の現状が明らかにされている。

(1) 協働事業の相手方

協働事業の相手としては、「団体」が45.1%、「実行委員会など当該事業のために組織化されたもの」が23.5%、「個人ボランティア」を対象にしたものが21.6%、「団体・個人ボランティアの両方を対象とするもの」が4.9%となっている。全体として、団体を相手とする事業が協働事業の中核をなしているが、同時に、個人ボランティアを対象とする事業も一定の割合を占めている。

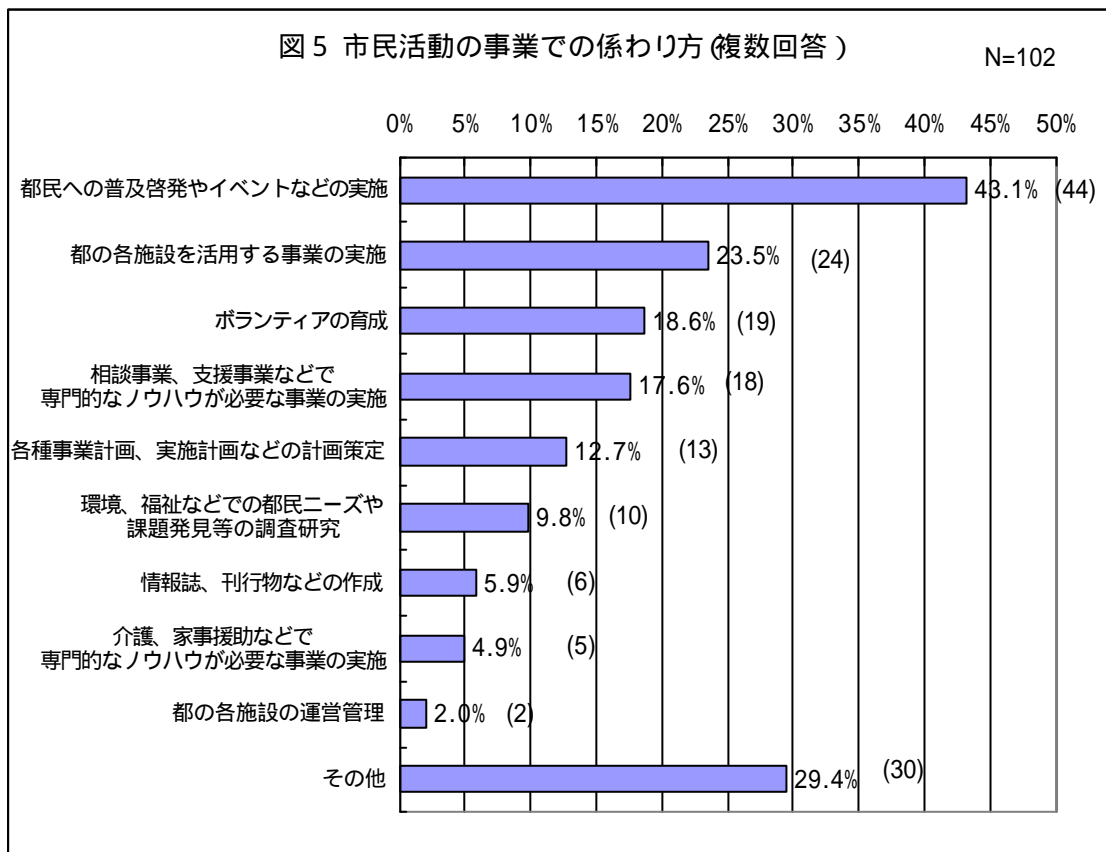
協働の事例 1 東京動物園ボランティア事業（建設局）

ボランティアとの協働は、行政が直接ボランティア募集を行い登録・委嘱するという形態が多い中で、「東京動物園ボランティアズ」は都立動物園の積極的な利用者の有志がボランティア組織を1974年に結成し、園内のガイドを中心にした教育普及活動を実施し、さらにはメンバーの募集までを主体的に行なっている。動物園側とボランティアとの協働により新たな魅力を持った動物園づくりが進められている。

(2) ボランティア・NPOの事業のなかでの係わり方（複数回答）

ボランティア・NPO側から見た協働事業の内容は、「都民への普及啓発やイベントなどの実施」がもっとも多く（43.1%）、文化施設、病

院、公園など「都の各施設を活用する事業の実施」23.5%がこれに次いでいる。一方、「ボランティアの育成」、「相談事業、支援事業などで専門的なノウハウが必要な事業の実施」、「各種事業計画、実施計画などの計画策定」は、それぞれ1割台に止まっている。さらに、「環境、福祉などでの都民ニーズや課題発見等の調査研究」、「情報誌、刊行物などの作成」、「介護、家事援助などで専門的なノウハウが必要な事業の実施」、「都の各施設の運営管理」は、すべて1割に達していない。



出典：「都が行う市民活動関連事業の現状調査」

(東京都生活文化局 1999年2月)

協働の事例 2 同性愛者に対するアウトリーチ事業、エイズ電話相談事業、
東京エイズ相談連絡会（衛生局）

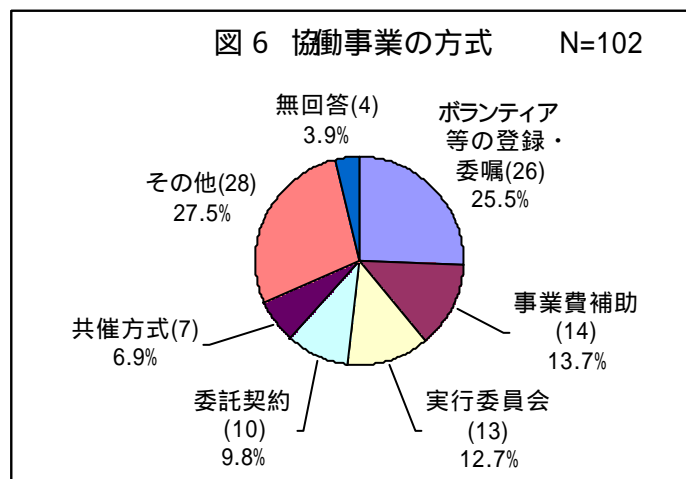
H I V感染症は、同性間での性的行為による感染が多く報告されている。このため、H I V感染症予防対策の一環として、同性愛者が利用する飲食店が多い地域の街頭や特定のパーティー会場において、エイズ予防に関心を持たない同性愛者に対するアウトリーチ活動や、エイズに関する電話相談対応など、行政だけでは効果をあげることが難しいこのような事業について、エイズ予防の活動に積極的に取り組む団体に事業を委託している。また、広くエイズ予防に取り組んでいる団体と連絡会を定期的開催し、情報の共有化や意見交換などを行い、市民活動団体と協働することで一層の効果을あげている。

(3) 都の事業のなかでの係わり方（複数回答）

東京都から見た協働事業の内容は、「場所や物品、機材等の提供」がもっとも多く（46.1%）、「情報、意見交換の機会の提供」が39.2%で続いている。「研修会、講座などの実施によるリーダー養成、技術等習得の機会の提供」、「資金的援助」、「行政情報やノウハウの提供」は2割台となっており、「人的援助」や「事業委託」は1割台である。

(4) 協働事業の方式

協働事業の方式としては、「ボランティア等の登録・委嘱」が25.5%で最も多く、以下「事業費補助」「実行委員会」「委託契約」「共催方式」の順となっている。



出典：「都が行う市民活動関連事業の現状調査」

（東京都生活文化局 1999年2月）

(5) ボランティア・NPOの協働への係わりの程度

協働事業を行う際、ボランティア・NPOはどの程度の係わり方をしているかという点では、「計画段階から実施後の評価まで」が全体の約4割(42.6%)を占めている。次いで、「実施の段階のみ」と「計画段階から実施段階まで」がほぼ同率(22.8%、21.8%)で並び、「実施段階から実施後の評価まで」や「計画段階のみ」というケースはごく少ない。

協働の事業例 3 玉川上水緑の保全事業(環境局)

市民活動が計画策定から事業に関わっている事業の一つとして「玉川上水緑の保全事業」がある。この事業では、玉川上水の自然保護を考える団体、玉川上水沿線の区・市及び東京都が協議会を設置し、緑の保全計画を協働により策定している。

また、実地の樹木の手入れについても、打ち合わせや現地立ち会いにより協働で検討を重ね、合意形成を図りつつ行なっている。さらに、市民による自主的な保全活動の受け入れを準備しており、地域の意向を反映した緑の保全を進めている。

(6) 事務局の構成

協働事業におけるその事務局の構成をみると、「都側のみ」(34.7%)がもっとも多く、これに「事務局を設置していない」、「都側と市民活動団体側の両方」、「市民活動団体側のみ」が続いている。これは、都のイニシアチブによる協働事業が多い現状を反映している結果と考えられる。なお、「事務局を設置しない」という回答は、通常業務の一環として事業が実施されていることを意味しているものと考えられる。

(7) 協働事業に必要な費用負担

協働事業における費用負担については、「都側のみ」が過半数(55.4%)を占めているが、「都側と市民活動団体側の両方」も約4分の1(26.7%)に及んでいる。なお、「市民活動団体側のみ」も1割強見られることに留意したい。

(8) 協働事業の進め方

協働事業を進める場合の主導については、「都の主導」28.4%が最も多く、これに「どちらかといえば都の主導」16.7%を加えると、「都の主導」は約45%となる。一方、「市民活動団体、ボランティア団体の主導」と「どちらかといえば市民活動団体、ボランティア団体の主導」の合計は約30%となる。さらに、「両方対等な立場で行っている」が2割弱(18.6%)見られる。自己評価なので厳密な分析は困難だが、少なくとも担当者の主観的な位置づけとして以上の結果を受け止める必要がある。

(9) 事業開始の時期

最後に事業開始の時期を尋ねた。圧倒的多数(95.0%)は継続事業であり、「本年度からの新規事業」は5%に止まっている。

協働の事例 4 災害時支援ボランティア(東京消防庁)

1989年の米国サンフランシスコ市のロマプリータ地震、1993年の北海道南西沖地震以降、震災時におけるボランティア活動の機運の芽生えに呼応し、東京消防庁では1993年10月から災害時のボランティア制度について検討をはじめ、1994年9月から災害時支援ボランティア制度を試験的に運用していたが、1995年の阪神・淡路大震災で全国から多数のボランティアが駆けつけ、震災後の被災者の支援活動と復旧活動に活躍した。こうした経緯の中、東京消防庁では災害時支援ボランティア制度を1995年7月本格的に導入した。災害時支援ボランティアは、震災時等に東京消防庁が行なう活動のうち、応急救護活動をはじめ、消火や救助活動の支援、災害情報の収集・提供等を消防隊と連携して活動するなど、同時多発する災害に対応するため、ボランティアの持つ知識や技術を活かすとともに、平常時からこの向上を推進している。

2 協働を進める上での課題

(1) 行政にとっての課題

前節で見たように、東京都におけるボランティア・NPOとの協働にはいくつかの先行する取り組みが見られるものの、全体としては、取り組み事例がまだ少ない。その要因として、行政側の積極的な協働に向けた検討が十分なされていないことが考えられる。そこで、以下のような点を踏まえながら、有効な協働の事例を積み重ね、庁内全体のコンセンサスを形成していくことが、当面の課題である。

都における各部署において、関連分野で活動するNPO情報などの収集・整理がまず必要である。

職員は、ボランティア・NPOに対する理解を深めていく必要がある。まず、行政とボランティア・NPOでは、行動原理、収益構造、受益圏・受益層などに違いがあることを十分に認識することが重要である。特に、NPOは、専用の事務所を持たず財政基盤も小さなボランティア・グループから、専用の事務所や有給の常勤職員を抱えた財政規模が相対的に大きい団体まで、また、任意団体からNPO法人までと、活動・組織形態も多種・多様で、それぞれの特性があることへの理解が重要である。

また、こうしたNPOの組織形態、活動形態の多様性に応じて、協働の際の課題も異なる場合があることも十分に認識しておく必要がある。

ボランティア・NPOと何のために協働するか、目的を明確にすることがもっとも重要である。ボランティア・NPOは多様な理念・目的に基づいて活動しており、協働の相手と目的の共有ができるかどうか、第一要件となる。本来、ボランティア・NPOの活動は、公共性をもつものであり、このことは必然的に、従来の「公共性」概念を問い直すことになる。

ボランティア・NPOとの協働をより幅広く行っていくためには、政策策定段階の情報の提供が一層求められる。行政が、どのような方向・目的で施策を展開しようとしているのかが明らかになれば、ボランティア・NPOも目的を共有し事業の協働化がより一層進められる。

都民の生活をより豊かにしていくという視点から、都民の新たなニーズを常に把握する必要がある。そのため、行政が日常の業務の中で、都民やNPOなどから受けている様々な要望・提案と、都民生活から生じる様々な問題に迅速に対応しているNPO活動の内容を把握するなどして、ボランティア・NPOとの協働の領域をさらに広げていく必要がある。

(2) ボランティア・NPOにとっての課題

行政の施策や課題、行政がもつ諸資源（人、情報、ノウハウ、施設・機材、補助制度など）について、ボランティア・NPOすべてが十分に認識している訳ではない。したがって、行政情報へのアクセスの努力が必要である。

また、自らがやっている市民活動の使命や活動実績を行政側に理解してもらおう努力をすることも、必要である。

そして、行政機関との組織や行動の違いを十分に認識しあうことが必要である。

第 章 「協働の推進指針」策定への提言

東京都が「協働の推進指針」を策定するにあたっては、以下の内容について提言する。

第 1 基本的な目標 都民の豊かな活力ある社会を目指して

1 多様な社会サービスの提供と充実

行政、企業、ボランティア・NPOがそれぞれの立場や考えに基づいて、社会サービスを主体的にまたは協働して提供していくことによって、都民生活をより豊かな活力のあるものにしていく。

2 自立したボランティア・NPOの確立

行政は、多様なサービス提供主体としてのボランティア・NPOとの協働を進めることによって、より自立した活動主体として、その特性を發揮できるよう支援していく。

3 新しい時代の都民ニーズに応えられる体制の整備

行政は、ボランティア・NPOとの協働によって、都民のニーズに柔軟に対応し、新しいサービスを提供できる体制にしていく。

第2 協働の推進に当たっての3つの視点

協働事業を推進する際に留意する視点として、次の3点が重要である。

1 責任の分かち合い

行政は行政の立場による目的や役割、行政としての責任があり、ボランティア・NPOはそれぞれ多様な理念に基づいた目的や役割、その立場に基づく社会的責任がある。一般的には、行政とボランティア・NPOは、目的や立場が異なることからそれぞれ独自の活動を行っている。

しかし、ボランティア・NPOは、様々な社会的課題の解決を目指した公益的な活動を行うことを本質としていることから、行政と共通の目的を有する領域において協働が成立する。

この協働の成果を高めるため、行政と市民活動が相互に責任を持ち事業を進める必要がある。この協働事業における責任は、都民に対して行政とボランティア・NPO双方が責任を分かち合うこととなる。

2 公平・公正の原則の確立

ボランティア・NPOと協働する際、そもそもどのような団体とどのような方法で協働するのかなどについて明確にしておくことが不可欠である。具体的には、協働の相手方の選定手続きにおける公開性・透明性の導入はいうまでもなく、契約面で時限性の視点を持つことや新たな市民活動団体の参入可能性の検討を行うなど都民にとって最適なサービスが提供されているかを常に見直し・検討を行う必要がある。

こうした最適な協働の相手を選択する手続きにおいて、公平・公正の原則を確立すべきである。

3 求められる改革

協働領域の拡大には、行政が政策目的や政策手法を見直すと同時に、ボランティア・NPOが行政の政策目的や政策手法についての理解を深めることが必要である。

行政がボランティア・NPOと協働することは、行政の役割は何か、行政は何をすべきかなど行政の政策目的や政策手法の見直しを意味し、行政自体にとって大きな改革が求められることになる。

行政が従来政策目的や政策手法などの考え方を見直し、協働のために自己改革を行なえば、それに伴ってボランティア・NPOの側でもその行動・組織などのあり方に変化が生じることとなり、常に変革を視野に入れた活動が求められる。

行政、ボランティア・NPO双方の自己改革が進むことにより、協働の領域が一層拡大することになる。

第3 「協働の推進プラン」の策定

東京都は、都民の豊かな活力ある社会づくりを基本目標に、「協働」による新しい社会サービスを提供していく必要がある。それには、庁内における協働の現状や課題を明らかにして、協働事業を進めるための施策を着実に実行していくための「協働の推進プラン」を策定し、都民に示す必要がある。

1 「協働の推進プラン」の構成

協働を庁内で着実に実行できるよう、推進プランは庁内における基盤整備を主とする段階と全庁的に協働事業を拡大していく段階を主とする2つのステップを持つものにし、本報告の第4に述べる指針1～6を盛り込んだものとする。

(1) 推進プラン：ステップ1

協働の推進に向けた基礎的な事業を行うとともに、市民活動に関する総合窓口を設け、協働のための全庁的な環境づくりをめざすものとする。

〔具体的推進事業案〕

既存事業の協働の視点からの見直し

市民活動団体基礎調査の実施

協働マニュアルの作成

庁内推進会議の開催

などを提案する。

(2) 推進プラン：ステップ

協働事業を全庁的に拡大していく。この段階では、ステップ1による既存事業の見直しや都民ニーズの把握にもとづき協働事業を進める

とともに、NPO等との情報交換や協働事業の評価制度を導入するなどして、全庁的に協働事業の拡大を図る。

〔具体的推進事業案〕

新たな都民ニーズに関する情報の整理と提供
協働の事例集の作成
企業とNPOとの交流機会の提供
などを提案する。

2 期間と目標

期間：推進プラン（ 、 ）は2001年度から3～4年間とする。

目標：都庁内で現在約100事業の協働事業を3～4年間で大幅に拡大していく。

第4 協働の推進指針

指針1 協働による都民の新たなニーズへの対応

〔説明〕

今日、都民生活においては福祉、環境、教育、産業など様々な分野で常に新しい問題が生じている。これらの問題解決のために、行政として迅速に対応策を考え実施に移すことが、公平性の観点や手続きの面から難しい場合がある。一方、ボランティアやNPOは、生活に密着した活動が多いため、新しい問題の発見や解決のための様々な活動を迅速かつ弾力的に行うことができる。

このような活動をするNPOから都民の新しいニーズを把握し、行政の対応策の一つとして、先駆的な活動をしているボランティア

・NPOとの協働により、効果的に対応していく必要がある。また、行政内部にある施策化されていない新しい都民ニーズをも把握し、それをNPO等に情報提供し、ボランティア・NPOと協働して行う方がより効果的にできるものは協働を推進していく必要がある。

東京都におけるNPOの特徴の一つとしては、国際的な活動を主たる目的とする団体が多い。このような団体は、その存在自体が都民の生活を豊かにしていると考えられることから、主体的な活動を尊重しながら今後も協働を進めることが望ましい。

また、東京には高度な知識・技術を持った企業や研究所が集積している特徴から、企業と研究者を中心としたNPOが今後増えていくことも予想される。東京都はこうした特徴を持つNPOと協働を推進していくことによって都民の新たなニーズに対応していくことが必要である。

さらに、福祉や環境、まちづくりなどの分野で実践活動から得た豊富な経験や知識を持つNPOと、バリアフリーや省資源型の製品開発などのように社会的な課題解決に積極的に取り組む企業との協働を支援することも必要である。

〔具体的な取り組み案〕

新たな都民ニーズに関する情報の整理と提供

新たな課題解決に日常的に取り組んでいるNPOの活動や庁内各部署を通じて、都民のニーズの情報を把握・整理提供し、協働事業に結びつける。

企業とNPOとの交流機会の提供

行政がコーディネーターとなって、企業とNPO双方の情報・意見交換の場を設け、協働を支援する。

「都民が支える市民活動支援基金（仮称）」の検討

多くの企業・都民など多数の篤志家から寄付金を基金として受け入れ、寄付者の志を尊重した福祉、環境など地域に密着した活動を行うNPOに助成するなどNPOに対する資金援助システムを検討する。

指針 2 事業の見直しによる協働の拡充

〔説明〕

東京都が行う事業は、各局のどの事業でもボランティア・NPOとの接点があると考えられる。しかし、1999年2月に実施した調査では、いわゆる協働事業として行われているものは、101事業に過ぎなかった。

協働事業の形態には、補助・助成、委託契約、共催（実行委員会方式等）、登録委嘱などがあるが、補助・助成制度については、立ち上げ期の奨励的助成を重視し、交付の時限化を一層進めるとともに、実行委員会方式については、企画段階からの参加を進める必要もある。

また、協働事業以外の既存事業についても、ボランティアやNPOがもつ先駆性や専門性などの特性を生かした活動との協働について、福祉や環境、教育などの分野別に検討会を設けるなどして見直す必要がある。

なお、区市町村が都の補助事業を実施するにあたって、協働事業を取り入れやすい仕組みを持った補助制度の検討も必要である。

〔具体的な取り組み案〕

補助制度や既存事業の協働の視点からの見直し

分野別に検討会を設けて、既存事業の見直しを行う。

指針 3 目標設定と事業評価の実施

〔説明〕

行政とボランティア・NPOとの協働は、共通の目標がなければ継続的・安定的な協働事業にはならない。

協働の目標を明確にするためには、一人ひとりの担当者が個々の事業を見直すとともに、組織として事業目標を見直し、その上で、

協働事業として共通の目標になるかを検討する必要がある。

また、協働事業の実施後には、事業評価をすることが重要である。評価に当たっては、短期的な評価に止まることなく、「市民活動を育てる」という長期的な視野からの評価が重要である。

この評価としては、当面、行政の担当部署による評価とボランティア・NPOによる評価を突き合わせる方式が積み重ねられていくことが重要である。将来的な課題としては、行政担当者の他に経験豊富なNPO関係者や有識者から構成される第三者機関（評価委員会）が行う方式が模索されてよい。

また、実施後の評価を、可能な限り数値化するなど分かりやすく提示し、広く公表することも重要である。

〔具体的な取り組み案〕

協働事業チェックシートの作成

協働事業の実施内容を住民参加度、公開性、社会貢献度などの評価項目でチェックするシートを作成する。

指針 4 政策策定過程の公開性の推進

〔説明〕

東京都において施策を策定する段階で、広く都民の声を聞く努力はこれまでもなされてきたが、ボランティア・NPOは実践活動から得た経験・知識が豊富であることから、政策を策定する上でボランティア・NPOの意見を聴取するしくみづくりが求められる。

近年、情報化の進展でNPOはそれぞれの分野でネットワークを形成しており、インターネットを利用したパブリックコメントの実施などによって、政策策定に関する意見聴取する機会を設ければ、対案を含めかなりの数の意見が出される可能性がある。

さらに、政策提言ホームページなどによって広くNPOから、特定

の政策づくりの案やアイデアを募る方式や、都政の様々な課題に関する提言を受け、意見交換の場を設けることも試みられてよい。これらのNPOの意見を所管局へコーディネートする機能をもった体制を整備していく必要がある。

〔具体的な取り組み案〕

政策提言ホームページの開設

NPOの実践活動から生まれた政策提言を受け止め、協働事業の具体化などについて調整を行う。

指針5 総合的な情報収集・提供システムの確立

〔説明〕

協働を進めるためにはまず、庁内の各部局が行なっているボランティア・NPOとの協働の現状とともに、ボランティア・NPOの現状を把握することが必要である。

都の各部局にはすでに既存団体やボランティアな市民団体に関する情報が散在しているが、とくにNPOに関する情報は様々であるので、系統的な情報収集が必要になる。

併せて、東京ボランティア・市民活動センター、(財)東京女性財団、東京都生涯学習センター、さらには民間団体などからも系統的に収集する必要がある。

また、情報面、人材面、資金面等でボランティア・NPOを支え、市民セクターにおけるネットワークの拠点となる中間支援組織(インターメディアリー)との情報交換をさらに活発化させ、定期的な意見交換の場を設けるなど、情報の収集・提供についても中間支援組織との協働を進めることが重要である。

そして、東京都に「市民活動」担当の総合窓口を設置し、収集整理した団体情報を、庁内の協働事業の状況や協働の可能性のある施策に

ついでの情報とともに庁内と都民向けに開示、提供する。また、各部署にそれぞれの行政分野に対応したボランティア・NPOのための窓口を設け、総合窓口が、この各部署の窓口と協力して、庁内の市民活動に関係する施策の総合調整機能をもつことが望ましい。

この総合窓口設置の検討を行う際には、東京ボランティア・市民活動センターとの連携をどのように位置づけ、強化するののかについて、十分に配慮することが必要である。

〔具体的な取り組み案〕

市民活動総合窓口の設置

庁内における市民活動に関する調整機能を持つ総合窓口を設置する。

市民活動団体基礎調査の実施

NPO法人や任意団体、ボランティア団体等に対しての基礎調査を行う。

指針 6 職員の意識改革

〔説明〕

自治体職員の市民活動に対する意識は決して十分なものとはいえない。行政と市民活動との間には、組織原理や行動の慣習等に大きな差異があり、互いの違いを理解することはきわめて重要である。

一部の自治体では定期的なボランティア研修制度が採用されているが、市民活動との協働を視野に入れた研修プログラムを本格的に導入している例はまだ見られない。全国的に見てもNPOへの職員派遣が散見される程度である。

そこで、協働に関する公開講座・連続セミナーなどをNPOと共催で開催したり、さらに、研修プログラムの開発と実施をNPOに委託することも積極的に検討されてよいだろう。また、ボランティア・NPOとの協働に関して具体的に取り組む時の手順等を示した職員向けマニュアルを作成・配布することに併行して、職員の意識改革に向

けた研修プログラムを積極的に開発し、職員によるボランティア活動を推進していく必要がある。ここでも、NPOの参加・協力を得ることは不可欠である。

また、協働をコーディネートできる職員の養成も必要であり、NPOに派遣された経験をもち、市民活動の特性を理解した職員が総合窓口担当に配属されることが望ましい。

〔具体的な取り組み案〕

協働マニュアルの作成

協働事業に関する具体的な実施方法などを掲載した「協働マニュアル」を作成し、職員への協働に関する知識の向上を図る。

公開講座の開催

ボランティア・NPOとの協働についての理解を深めるため、職員向けの公開講座を実施する。

NPOへの派遣研修

NPO法人等へ職員を派遣し、NPO等の活動実態や考え方などについて実践的な研修を行う。

第 章 協働を進めるうえでの環境づくり（推進策）

1 ボランティア・NPO活動を促進させる支援策の充実

活動拠点、人材養成・紹介・あっ旋、融資制度

協働を進め、市民活動を促進させるうえでの環境づくりとして、ボランティア・NPOの活動拠点を拡充することが必要である。東京都が管理している活動拠点となりうる施設は多様に存在しているが、設置目的がそれぞれ異なるため、相互に利用できないことがある。このようなタテ割りの目的での利用を改善して、施設間の連携を強化し、ボランティア・NPOの活動拠点として機能する施設を充実させることが求められている。

また、市民活動を促進させる仕組みとして重要なことは、市民活動を担う人材養成とともに、そうした人材を必要なところに紹介したりあっ旋したりする事業を充実させることである。こうした事業はNPOで独自に進めることが望ましいが、市民活動を支援する外郭団体とNPOの協働で行うことも当面は必要である。

さらに、財政面から市民活動を促進させる仕組みとして、融資制度を充実させることが求められている。民間におけるNPO法人に対する融資制度が一部創設されたものもあるが、一般的には中小企業を対象とするものが多い。今後、融資対象をNPOにも拡充するよう、NPOの側から要請するとともに、行政としても民間金融機関に要請する必要がある。また、信用保証制度についても、NPOが対象となるよう法改正について国に要望していくことが必要と思われる。

〔具体的な提案〕

公共活動支援施設の横断的利用の促進

公共施設利用におけるタテ割りを解消し、市民活動の活動拠点を拡充する。

NPOマネジメント講座等の充実

より社会性のある事業プランづくり、活動資金の確保策、組織運営の効率化などNPO運営に欠かせない講座の開設などNPOマネジメントの向上を図る。

NPOに対する民間資金を活用した融資制度の研究

民間の融資制度など財政面から市民活動を促進させる制度について研究する。

「都民が支える市民活動支援基金（仮称）」の検討（35頁参照）

2 NPO法人が活動しやすい社会的仕組みづくり

税制上の優遇措置、評価システム

NPO法人が活動しやすい社会的な仕組みとして、税制上の優遇措置が論じられている。

税制上の優遇措置として特に、個人の寄付に対する控除制度は、現在、その対象が国や特定公益増進法人等に限定されているが、NPO法人のうち特に公益性の高い法人に対しては同様の措置を導入することについて、引き続き国に要望する必要がある。さらに、NPO法人が収益事業を行う場合、その収益を公益活動に用いた場合には、寄付金として損金算入の対象とできるよう国に対し継続して提案することが求められる。

なお、自治体独自の税制上の優遇措置として東京都では、NPO法人が収益事業を行わない場合には、法人住民税の均等割を免除する独自の措置を講じているところであるが、税制は、基本的に国の制度であるため、自治体としての対応には限界がある。公益性の高い一定のNPO法人に対する優遇措置を地方税制に反映させることも検討に値する。

またNPO活動の社会的な信頼性を高めるため、NPO自体の運営体制の強化や事業の改善を図るための自己評価システムを検討していく必要がある。自己評価の内容について、情報を整備してその公開性を高めることによって、NPOとその支援者との連携を強めることにもなる。

さらに、より多くの市民が市民活動に参加したり、寄付を行なうなど

の市民活動に支援を行なうためには、その活動内容や信頼性に対する客観的な判断基準が必要である。そのため、NPO活動の事業面に加え、組織面でも市民が主体となって評価する仕組みについて、将来的にも検討する必要がある。

〔具体的な提案〕

税制上の優遇措置についての国への要望

寄付金をめぐる税制上の優遇措置などを国に対して要望する。

NPO評価システムの検討

NPOの発展を促進するために、NPOに対する客観的な評価の仕組みについて検討する。

3 東京ボランティア・市民活動センターの機能の充実

NPOが揺籃期にある日本社会では、ボランティアやNPOの活動を支援する中間支援組織は、市民活動と行政、企業など多様なセクターを仲介し、支援・連携を行うなど、まさに市民活動促進のためのインフラとし大きな役割を果たしている。

1998年に総合的なボランティアセンターとしてリニューアルされた東京ボランティア・市民活動センターは、NPO法施行等の社会状況の変化に対応し、法人の設立や運営への相談・支援や、専門的人材の育成、様々な分野の団体との交流やネットワークづくりを行うなど、民間の中間支援組織としてボランティアやNPOの活動を支援してきた。

今後は、市民活動に関する情報収集提供の拠点としての機能をさらに充実させるとともに、区市町村レベルの地域ボランティアセンターとの従来からのネットワークをいかしつつ、他の中間支援組織との連携協力を図りながら、様々な課題に応じた広域的なネットワークづくりを充実させる必要がある。

また、市民活動が抱える共通課題の把握と解決のための調査・研究や

ボランティア・NPOからの政策提言など市民活動促進のための先駆的な支援機能にもより一層力を注ぐ必要がある。

さらに、行政や企業と市民活動との協働の促進のためには、両者をコーディネートする機能も期待されている。

市民活動が健全に発展していくためには、より多くの市民が市民活動の意義や特性の理解を深め、活動に参加し支援することが必要である。2001年のボランティア国際年には、世界各国、日本各地で、ボランティア活動への理解と参加へ向けての取り組みが行われる予定である。阪神・淡路大震災を契機に飛躍的に高まったボランティアへの関心を一人ひとりの市民のライフスタイルとして着実に定着させる機会ととらえ、積極的な普及啓発活動を行っていく必要がある。

〔具体的な提案〕

法人認証に関する相談体制の充実

法人認証に関する法律、手続き等についての相談体制を充実する。

ボランティア国際年記念事業の実施

2001年のボランティア国際年記念事業を積極的に実施する。

4 企業との連携、企業に対する働きかけ

企業の中には、積極的に社会貢献や非営利の活動を展開しているものが増えている。このような企業活動には、行政の目的や役割と共通する部分があると考えられる。こうした領域では、行政は企業との連携を推進することが求められている。

また、企業に対しての働きかけとして、企業の従業員が一時的にでも市民活動を担うことができるようにするため、企業におけるボランティア休暇・休業制度を奨励することが必要であろう。

また、経営者向けボランティアセミナーの開設など、企業の従業員が市民活動に積極的に取り組めるように、経営者に対する支援も検討する

必要がある。

さらに、企業が有する様々な施設についても、企業の本来の活動に障害とならない範囲で、市民活動への利用を推進する工夫が求められよう。

〔具体的な提案〕

ボランティア休暇制度・休業制度の普及啓発

企業に対して、ボランティア休暇・休業等について普及啓発を行う。

経営者ボランティアセミナーの開設

企業経営者に対して、ボランティア活動に関する理解を深めるためのセミナーを行う。

5 区市町村との連携

行政と市民活動の協働を考えると、協働の領域は直接的なサービスを提供する区市町村のほうがむしろ広く、区市町村の役割が大きいと考えられる。都は、このような領域については、区市町村の活動を支援していくという立場をとることが必要である。そのため、区市町村で行なう協働事業の拡充のために、都としても市民活動に関する情報提供や区市町村職員を対象とした研修の開催などの支援を行なっていく必要がある。

また、NPOの活動によっては、しばしば区市町村の区域を越えた活動となる場合もある。このような場合には、一自治体での支援が難しい場合があるので、区市町村が共同して支援することが必要となる。都もこうした共同の仕組みが成熟するまでの間、一定の役割を担う必要があると考えられる。

また、区市町村が行なう市民活動の促進策を側面から支援するために、都は中間支援組織を通じて、NPOに対する人材育成や運営体制の充実をさらに進める必要がある。

また、市民活動にとって活動場所の確保は共通の課題であり、東京都の調査でもNPO法人、任意団体ともに、区市町村に対して望むものとして、第一に活動場所の提供・拡大をあげている。このため、学校の空き教室の活用を図り活動拠点とすることも、地域の市民活動の促進を図るうえで検討する必要がある。

〔具体的な提案〕

学校の空き教室活用について国への要望

公立学校の施設を多目的に使用する場合、建設費補助に係る財産処分の承認対象に現在、社会福祉法人への貸与が認められていることから、NPO法人も承認されるよう国へ要望する。

区市町村協働事業事例集の作成

都内の区市町村が取り組んでいる協働事業の情報を収集し、「事例集」としてまとめ、都・区市町村の協働事業の推進のために活用する。

おわりに 「協働」の将来像

ボランティア・NPOと行政の関係という点では、日本は今、新しい時代を迎えつつある。その背景には、多様化する社会のニーズに対して行政だけでは対応できなくなってきたという状況があり、また市民の側での、それらのニーズに積極的に対応しようという意欲の高まりがある。そのような中、ボランティア・NPOと行政とのさまざまな「協働」のあり方が、日本各地で模索され始めている。

日本社会の将来のありようは、この「協働」がどのように展開するかにかかっているとと言える。よりよい協働が実現できなければ、市民の行政依存はますます高まり、社会はダイナミズムを失った硬直したものになっていくかもしれない。よりよい協働を実現できれば、生き生きとした市民生活を基盤に、社会は創意に満ちた若々しい活力あるものになっていくに違いない。恐らく将来の分権化した日本では、ある地域は前者の方向に、ある地域は後者の方向にといった具合に、地域によって様々な様相を呈することになる。

では首都である東京は、そのどちらに向かうのであろうか。この委員会では、前者の一抹の危惧を抱きながらも、後者の楽観的な可能性に賭けて、新しい動きを始めることを期待している。その後者のシナリオは、次のようなものであろう。

これからの市民活動は、「もうひとつの公共」としての自立性と責任感をもった多数の団体によって担われ、多くの人に理解され支えられるようになる。そしてこれからの行政は、地方分権の進展に伴う自治体の独自政策が活発化し、民間の知恵を積極的に生かして取り入れるような「開かれた仕組み」になっていく。このような市民活動と行政の展開を受け、さらに情報公開の進展による相互の信頼関係に基づいて、一層の

多様な協働が進み、同時にそれぞれの立場で相互に刺激しあうことによって、創造力のある社会への方向が定着する。

以上は確かに楽観的な将来像かもしれないが、このような方向性を目指して今後の施策を展開していくことが、緊急の課題といってもいい。本委員会の提言は、よりよき協働の実現に向けての、主として行政サイドでどのような対応あるいは変革が求められるかを整理したものであるが、この課題に対する真剣な取り組みの第一歩になることを期待したい。

「東京都ボランティア・NPOとの協働に関する検討委員会」設置要綱

平成11年5月14日
11生コ文振第91号
生活文化局長決定

(目的)

第1 ボランティア及びNPOに係る都民の自主的・自発的な活動(以下「市民活動」という。)の活性化を図るとともに、市民活動と行政との協働を推進し、もって市民活動の促進に向けた環境整備を図るため、広い視野から検討し創意ある意見を求めるため、「東京都ボランティア・NPOとの協働に関する検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2 委員会は、次の事項について検討し、局長に進言及び助言する。
1 市民活動と行政との協働のあり方
2 市民活動の促進のあり方
3 その他必要な事項

(構成)

第3 委員会は学識経験者等並びにボランティア及びNPOから、局長が委嘱する13名以内の者で構成する。

(委員の任期)

第4 委員の任期は2年以内とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任は妨げない。

(座長及び副座長)

第5 委員会に座長及び副座長を置き、委員の互選により定める。
2 座長は、委員会の会務を総理する。
3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集等)

第6 委員会は、座長が招集する。

(専門部会)

第7 第2に掲げる事項を検討するため、必要があるときは専門部会を置くことができる。
2 専門部会は、委員会委員の中から座長が指名する委員及び、局長が別途委嘱する委員9名以内で構成する。
3 委員の任期は2年以内とし、再任することはできない。

(部会長)

第8 専門部会に、部会長及び副部会長を置き、委員の互選により定める。
2 部会長は専門部会を主宰し、会務を総理する。
3 部会長に事故あるときは、副部会長がその職務を代理する。

(招集等)

第9 専門部会は、部会長が招集する。

(公開等)

第10 委員会は公開で行うものとする。ただし、委員会の決定により非公開とすることができる。
2 委員会の会議録は公開するものとする。ただし、委員会の決定により、非公開又は一部非公開等の取扱いをすることができる。

(庶務)

第11 委員会の庶務は、生活文化局コミュニティ文化部振興計画課において処理する。

(補則)

第12 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、生活文化局長が定める。

東京都ボランティア・NPOとの協働に関する検討委員会委員名簿

(平成11年5月25日設置)

氏 名	現 職
江 尻 京 子	東京・多摩リサイクル市民連邦 事務局代表
遠 藤 恵 喜 (小 谷 田 進)	東京都多摩市 政策推進協働部長 (東京都多摩市 企画部長)
尾 崎 眞 幸 (樋 口 勝 美)	東京都生活文化局 調整担当部長 (同 上)
加 藤 玲 子	社団法人日本ユネスコ協会連盟 理事
木 村 靖 男	東京都板橋区 総務部長
中 田 紀 子	東京日本語ボランティア・ネットワーク 代表
松 原 明	シーズ・市民活動を支える制度をつくる会 事務局長
武 藤 博 巳	法政大学 法学部教授 副座長
山 岡 義 典	日本NPOセンター 事務局長
山 崎 美貴子	明治学院大学 副学長
寄 本 勝 美	早稲田大学 副総長 座長
和久井 良 一	財団法人さわやか福祉財団 渉外代表
渡 戸 一 郎	明星大学 人文学部教授

(敬称略)

専 門 部 会 委 員 名 簿

(平成12年4月27日設置)

氏 名	現 職
武 藤 博 巳	法政大学 法学部教授 部会長
山 岡 義 典	日本NPOセンター 事務局長
渡 戸 一 郎	明星大学 人文学部教授

(敬称略)

「東京都ボランティア・NPOとの協働に関する検討委員会」の審議経緯

		行政とNPOにおける現状と課題について	市民活動関連事業について
第1回	1999年 5月31日	「市民活動に関する研究会」報告 武藤委員	
第2回	6月21日	「行政とNPOとの協働における現状と課題について」 加藤委員 「市民活動と行政との協働の現状と課題」 渡戸委員	「国際交流・協力における都とボランティア・NPOとの協働について」 生活文化局国際部
第3回	7月23日	「TNVN東京日本語ボランティア・ネットワーク」 中田委員 「ボランティア・市民活動と行政との協働に向けて」 山崎委員	「地域福祉サービスにおける住民参加型団体の活動と福祉行政」 福祉局地域福祉推進部 「住民参加型在宅保健福祉サービス推進研究検討事業」 高齢者施策推進室高齢政策部 「衛生局の事業と市民活動」 衛生局総務部
第4回	9月30日	「協働にあたって留意すべき行政とNPOの違い」 山岡委員 「東京都とボランティア・NPOとの協働推進について」 和久井委員	「環境保全局の事業と市民活動」 環境保全局環境管理部 「ふれあい体験学習事業」 清掃局ごみ減量総合対策室
第5回	10月28日	「市町村とNPO」 江尻委員 「自治体のNPO政策を考える」 松原委員	「都立公園における市民との協働について 地域とともにある公園の管理」 建設局公園緑地部 「海上公園と市民活動」 港湾局開発部
第6回	11月30日	「行政とNPOとの協働に関する論点の整理」 武藤委員	「応急危険度判定制度」 都市計画局建築指導部 「東京消防庁制度について」 東京消防庁防災部
第7回	2000年 1月31日	「協働の推進指針」答申の骨子（案）の検討について	
第8回	2月29日	「協働の推進指針」答申の骨子（案）の検討について	
第9回	4月27日	「特定非営利活動促進法施行後の市民活動団体の現状と課題に関する調査」について 「協働の推進指針」答申の骨子（案）の検討について	
第10回	8月11日	「協働の推進指針（案）」について	
第11回	10月4日	委員会報告「『協働の推進指針』策定への提言（案）」について	

「東京都ボランティア・NPOとの協働に関する検討委員会 専門部会」の審議経緯

		検 討 内 容
第1回	2000年 5月22日	「協働の推進指針」答申の骨子（案）について 答申（案）の体裁及び執筆分担について
第2回	6月7日	「協働の推進指針」答申の骨子（案）について
第3回	7月11日	「協働の推進指針」答申の骨子（案）について
第4回	7月17日	「協働の推進指針」答申の骨子（案）について
第5回	7月24日	「協働の推進指針」答申の骨子（案）について
第6回	8月30日	委員会報告「『協働の推進指針』策定への提言（案）」について
第7回	9月14日	委員会報告「『協働の推進指針』策定への提言（案）」について